

高槻市立葬祭センター
空調設備等最適化事業

募集要項

令和6年7月

高槻市

— 目 次 —

1	募集要項の定義	1
2	用語の定義	1
3	本事業の趣旨	1
4	本事業の概要	2
	(1) 事業の実施者	2
	(2) 事務局	2
	(3) 事業対象	2
	(4) 業務概要	2
	(5) 事業期間等	2
	(6) 提案上限額	3
5	参加資格要件	3
	(1) 参加者の構成	3
	(2) 参加資格要件	3
6	公告から契約までのスケジュール	5
7	関係資料	6
	(1) 配布資料	6
	(2) 貸与資料	6
8	質疑回答	7
	(1) 質疑回答	7
	(2) その他	7
9	参加表明	8
	(1) 参加表明の提出	8
	(2) 参加資格の審査結果	8
10	現場調査について	9
	(1) 開催時期	9
	(2) 現場調査の申込	9
	(3) 留意事項	9
11	技術対話の方法等	10
	(1) 技術対話について	10
	(2) 技術対話の申込	10
	(3) 提出書類は下記による。	10
	(4) 技術対話の実施日等	10
	(5) 対話結果について	10
12	技術提案	11
	(1) 技術提案の提出	11
	(2) 技術提案書等の取扱い	12
	(3) 契約仕様書の履行	13

(4) 法令等の遵守	13
(5) 失格事項	13
(6) 辞退の方法	13
13 技術提案の審査及び審査項目.....	13
(1) 選定委員会	13
(2) 技術提案書審査	13
(3) 優先交渉権者等の決定	15
(4) 審査項目	16
(5) 採点基準	16
14 審査結果の通知	16
15 契約手続き等.....	16
(1) 契約手続き	16
(2) 優先交渉権者の取り消し等	16
(3) その他	17
16 その他.....	17
(1) 費用負担について.....	17
(2) 複数応募について.....	17
(3) 技術提案内容の履行について.....	17

1 募集要項の定義

高槻市立葬祭センター空調設備等最適化事業募集要項は、高槻市が高槻市立葬祭センター空調設備等最適化事業に係る設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務を一括して実施する受注者を公募型プロポーザル方式により選定するための参加要件、手続等について必要な事項を定めたもの。

2 用語の定義

用語	定義
本事業	高槻市立葬祭センター 空調設備等最適化事業
本市/発注者	高槻市
本プロポーザル	高槻市立葬祭センター 空調設備等最適化事業に係る公募型プロポーザル
参加者	本プロポーザルに参加する事業者
受注者	本プロポーザルにより選定された受注者で、本事業を一括して行う者として契約締結する相手方
単独企業	本事業の設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務及び統括管理業務を単独で受注する企業
コンソーシアム	本事業の設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務及び統括管理業務を実施する複数企業にて結成するグループ
代表企業	コンソーシアムを代表する企業
構成企業	代表企業以外のコンソーシアムを構成する企業
協力企業	単独企業又はコンソーシアムと契約関係にあり本事業の一部を実施する企業(一次下請け)
選定委員会	高槻市立葬祭センター 空調設備等最適化事業者選定委員会

3 本事業の趣旨

本事業では、高槻市立葬祭センターにおいて設計業務、施工業務、工事監理業務及び2年間の維持管理業務を一括して実施することで参加者の持つノウハウを最大限に活用し、施設状況に合わせた最適な設備へ改修・調整することで以下の3つを達成することを目的としている。

- ① 老朽化した設備の更新・最適化と長寿命化対策
- ② 光熱水費及び維持管理費の低減によるライフサイクルコストの低減
- ③ 温室効果ガスの削減による環境負荷の低減

本プロポーザルでは、本事業を効率的かつ効果的に実施するため、脱炭素化推進事業債等の国の支援制度の活用を想定しており、そのために必要となる高度な省エネ化の達成と省エネ認証取得に向けた技術提案を公募型プロポーザルにてより幅広く求める。参加者のうち、本市にとって最も優れた提案を行ったものを優先交渉権者として選定する。

4 本事業の概要

(1) 事業の実施者

高槻市長 濱田 剛史

(2) 事務局

部署名:高槻市 市民生活環境部 環境政策課

担当:西田

住所:〒569-0067 高槻市桃園町 2 番 1 号

電話:072-674-7486

電子メール:応募者に別途通知

(3) 事業対象

ア 事業対象施設

高槻市立葬祭センター

イ 業務場所

高槻市安満御所の町 4 番 1 号

(4) 業務概要

ア 設計業務

事業対象施設における空調設備等更新及び新設に係る実施設計業務

イ 施工業務

事業対象施設における空調設備等更新及び新設に係る施工業務

ウ 工事監理業務

事業対象施設における空調設備等更新及び新設に係る工事監理業務

エ 統括管理業務

設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務を統括し、事業の円滑な進行管理を行うとともに、各業務の検収、検査に係る書類作成や立ち合い、定例会議等の運営、設計変更や工程調整に係る諸手続き等の業務

オ 維持管理業務

本市の要求事項、事業者提案に従い、改修した設備等の設置時の機能及び性能等を検証し、常に最適な状態を保ち、安全かつ快適に利用できるような品質、水準を保持するための維持管理業務

(5) 事業期間等

ア 契約期間

本事業の契約期間は契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

イ 各業務履行期限

契約	令和 7 年 3 月下旬(予定)
設計・施工期間	契約日～令和 8 年 3 月 31 日

維持管理期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
事業終了期限	令和 10 年 3 月 31 日

(6) 提案上限額

190,000,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む)

5 参加資格要件

(1) 参加者の構成

参加者は、単独企業又はコンソーシアムによるものとする。

なおコンソーシアムの場合、統括管理業務の担当企業はコンソーシアムの代表企業を兼ねるものとする。

参加表明書締切日から優先交渉権者の決定までの間に、以下の要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(2) 参加資格要件

ア 共通する参加資格要件

単独企業、コンソーシアムの代表企業及び構成企業は次に掲げる要件を全て満たすこと。但しこれらの条件は契約までとする。

(ア) 令和 6 年度高槻市入札参加資格者名簿に登録されている者

(イ) 本市が行う高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 26 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。)第 4 条に定める排除対象業者(以下「排除対象業者」という。)に該当しない者

(ウ) 法人にあっては、高槻市税(以下「市税」という。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者。個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者

(エ) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準(昭和 59 年 6 月 1 日制定)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者

イ 業務ごとの参加資格要件

単独企業、コンソーシアムの代表企業及び構成企業はそれぞれ担当する業務に関する以下の参加資格要件を満たすこと。ただし、参加者は、協力会社参加資格確認表(様式 1-6)に記載された協力企業を構成に含めることができる。この場合、協力企業が有する資格要件を設計業務、工事監理業務及び維持管理業務に限り参加者の資格要件とみなす。協力企業は、共通する参加資格要件及び担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。

(ア) 設計業務及び工事監理業務

次に掲げる要件を満たす者とする。

- ・ 要求水準書に示す資格を有する者を設計管理責任者として配置できる

こと。

- ・ 要求水準書に示す資格を有する者を工事監理責任者として配置できること。

(イ) 施工業務及び統括管理業務

単独企業又は、コンソーシアムにおける代表企業及び施工業務の担当企業にあつては、次に掲げる要件を満たす者とする。

- ・ 管工事又は電気工事について、特定建設業の許可を受けている者。
- ・ 単独企業又は、コンソーシアムの施工業務の担当企業においては、要求水準書に示す資格を有する者を現場代理人として、本業務の施工業務に配置できること。
- ・ 単独企業又は、コンソーシアムの代表企業においては、要求水準書に示す者を、本業務全体の統括的な管理責任者(以下、「統括管理責任者」という。要求水準書において同じ。)として専任で配置できること。
- ・ 過去5年間に、公共施設の省エネ化に係る設備導入業務を履行した実績があること。

施工業務において共同企業体を組成する場合は、次の要件を満たすこと。

- ・ 共同企業体の構成は代表構成員と構成員を合わせて2者以上、5者以下とし、共同企業体はその構成員の自主結成とする。
- ・ 代表構成員にあつては、出資割合が共同企業体の構成員中最大であること。
- ・ 共同企業体の1構成員当たりの出資比率は、代表構成員を除く構成員が1者の場合は30%以上、2者の場合は20%以上、3者の場合は15%以上、4者の場合は10%以上とする。
- ・ 共同企業体の代表構成員は、要求水準書に示す資格を有する者を現場代理人として、本業務の施工業務に配置できること。また過去5年間に、公共施設の省エネ化に係る設備導入業務を履行した実績があること。
- ・ 共同企業体の全ての構成員は、管工事又は電気工事について、特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 維持管理業務

次に掲げる要件を満たす者とする。

- ・ 要求水準書に示す者を維持管理責任者として配置できること。

6 公告から契約までのスケジュール

	項 目	日 時
(1)	公告	令和6年7月31日(水)
(2)	質疑①【募集要項等に関する質疑】	
	受付期間	令和6年7月31日(水)から 令和6年8月7日(水)正午まで
	質疑回答日	令和6年8月19日(月)
(3)	参加表明	
	受付期間	令和6年8月19日(月)から 令和6年8月26日(月)必着
	参加資格審査結果通知、 提案要請書送付	令和6年8月30日(金)
(4)	質疑②【技術提案書、現場調査に関する質疑】	
	受付期間	令和6年8月26日(月)から 令和6年9月2日(月)正午まで
	質疑回答日	令和6年9月9日(月)
(5)	現場調査	
	現場調査申込み	令和6年9月2日(月)から 令和6年9月4日(水)正午まで
	現場調査	令和6年9月11日(水)から 令和6年9月17日(火)(予定)
(6)	技術対話	
	技術対話申込み 技術対話資料提出	令和6年9月18日(水)から 令和6年9月26日(木)正午まで
	技術対話	令和6年10月2日(水)から 令和6年10月4日(金)(予定)
	技術対話結果通知	令和6年10月8日(火)
(7)	技術提案書	
	受付期間	令和6年11月8日(金)から 令和6年11月15日(金)必着
(8)	プレゼンテーション	令和6年11月下旬
(9)	優先交渉権者決定	令和6年12月中旬
(10)	審査結果及び優先交渉権者等の公表	令和6年12月中旬
(11)	契約に係る事務期間、仮契約	令和6年12月中旬から 令和7年1月上旬
(12)	契約(議決)	令和7年3月下旬

7 関係資料

(1) 配布資料

- ア 募集要項
- イ 要求水準書(添付資料含む)
- ウ 審査基準
- エ 参考図書貸与申込書
- オ 参加表明書(様式 1-1~2)
- カ コンソーシアム構成表(様式 1-3)
- キ 共同企業体結成届(様式 1-4)
- ク 参加資格確認表(様式 1-5)
- ケ 共同企業体参加資格確認表(様式 1-6)
- コ 協力企業参加資格確認表(様式 1-7)
- サ 質疑回答書(様式 2-1~2)
- シ 参加辞退届出書(様式 3)
- ス 技術対話申込書(様式4-1)
- セ 技術提案概要一覧(様式4-2)
- ソ 技術提案書(様式5-1)
- タ 技術評価に係る提案書(様式5-2~7)※
- チ 提案価格見積書(様式6-1)
- ツ ランニングコスト参考見積書(様式6-2)

※様式 5-7 に関しては、参加表明書(様式 1-1~2)を提出した者に別途配付する。

(2) 貸与資料

- ・ 竣工図(建築・電気設備・機械設備)
- ・ 過去の月別光熱水費(電気・水道・ガス)及び使用量
- ・ 機器リスト
- ・ 現状の委託業務一覧、委託業務仕様書
- ・ 契約約款(案)
- ・ 建築確認申請書等(閲覧のみ)

上記資料を希望する事業者は、公告日以後、事務局に電子メールで参考図書貸与申込書を提出すること。なお閲覧のみ可能な資料は、事務局に電話により閲覧方法等について確認をすること。

8 質疑回答

(1) 質疑回答

要求水準書、本募集要項等の内容に不明な点がある場合は、質疑回答書(様式2-1~2)を提出すること。

ア 受付期間

質疑①【募集要項等についての質疑】様式 2-1

令和6年7月31日(水)から令和6年8月7日(水)正午まで

質疑②【技術提案書、現場調査についての質疑】様式 2-2

令和6年8月26日(月)から令和6年9月2日(月)正午まで

イ 質疑事項提出先、提出方法

事務局に電子メールにより提出すること。また、電子メール送信後、事務局に電話で到達確認をすること。(誤送信等により未着等の確認のため。)

ウ 質疑回答日

・質疑①に対する回答

令和6年8月19日(月)

・質疑②に対する回答

令和6年9月9日(月)

・回答方法

質疑①および質疑②に対する回答は、全ての回答を取りまとめて、全質疑提出者に対して電子メールで回答する。回答にあたって質問者名等は公表しない。

(2) その他

- ・ 参加表明前の質疑については事務局に電話で連絡先を問い合わせること。
- ・ 質疑に対する回答は、要求水準書の追加又は修正事項とする。
- ・ 質問内容が不明瞭なものについては、回答しないことがある。
- ・ 質疑が技術提案書の評価に関連する場合は、回答しないことがある。
- ・ 質疑の内容に参加者を特定できる記載は行わないこと。

9 参加表明

(1) 参加表明の提出

参加者は、次の方法により参加表明手続を行い、参加資格要件の有無について審査を受ける。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式 1-1~1-2)
- (イ) コンソーシアム構成表(様式 1-3 コンソーシアムによる参加の場合に限る。)
- (ウ) 参加資格確認表(様式 1-4)
- (エ) 共同企業体参加資格確認表(様式 1-5 施工業務の担当企業を共同企業体とする場合に限る。)
- (オ) 協力企業参加資格確認表(様式 1-6 設計業務、工事監理業務、維持管理業務を協力企業が行う場合に限る。)

イ 提出部数

正本 1 部及び副本 2 部(副本は複写可) 計 3 部

ウ 提出先

部署名:『P2 4(2) 事務局』

エ 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る)又は託送(書留郵便と同等のものに限る)による提出。持参の場合は、提出前日までに持参する日時を電話で連絡すること。

オ 提出期間

『P6 7 公告から契約までのスケジュール』記載の通り。

(2) 参加資格の審査結果

- ア 参加資格の審査結果は、令和 6 年 8 月 30 日(金)までに封書にて送付及び電子メールにて通知するとともに、技術提案書等の提出を要請する。
- イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格審査結果通知書にその理由を記載する。
- ウ 参加が認められない者は、参加資格審査結果通知書の連絡から1週間以内に書面(様式は任意)を事務局に提出することにより、参加資格に係る理由について説明を求めることができる。

10 現場調査について

(1) 開催時期

- ・ 開催日時:令和 6 年 9 月 11 日(水)～令和 6 年 9 月 17 日(火)
なお当日の天候により調査を中止する場合がある。

(2) 現場調査の申込

- ・ 現場調査申請書により、電子メール(ファイル添付)にて申込を行うこと。提出先は、事務局とし、電子メール送信後に電話で到達確認をすること。(誤送信等により未着の場合には、現場調査に参加できないため注意のこと。)
- ・ 申込みは参加表明書を提出しているグループごとに代表者が行うこと。
- ・ 申込期間は『P6 7 公告から契約までのスケジュール』記載の通り
- ・ 参加者は1グループにつき6名以内とする。
- ・ 受電設備等の電気設備を調査する者は電気設備に係る資格者に限る。
- ・ 現場調査当日の開始前に参加者は名簿を本市に提出すること。また、名簿に電気設備に係る資格等を記載すること。
- ・ 現場調査の詳細な方法・日時等は提案要請書送付時に電子メールによる連絡を行う。

(3) 留意事項

- ・ 施設の敷地内は全面禁煙とする。
- ・ 施設の運用、行事等に支障のないよう留意すること。
- ・ 資料など、調査に必要となるものは各自用意すること。
- ・ カメラ等による撮影は可能とするが、市民が映らないように留意すること。また、撮影した画像等は本事業以外に使用しないこと。
- ・ 現場調査では、本事業に関する質問へは回答しない。

11 技術対話の方法等

(1) 技術対話について

発注者が期待する技術提案の方向性について、提案者が理解を深め、より有益なプロポーザルとすることを目的に、希望者と事務局にて、技術提案前に対話の機会を設ける。対話を希望する提案者は、事前に技術対話にて確認をしようとしている提案内容の概要一覧と補足資料を添えて事務局に対話を申し込むこと。対話では上記資料に基づいて、発注者の期待にかなっているかどうか、提案の意図も含めて対話する。対話後に事務局から各提案者に対し、概要一覧に記載された項目ごとに、「提案可」か「提案不可」、「条件付提案可」であるかを通知する。また、技術対話の結果により、公募資料の変更等が生じる場合には、速やかに通知する。

技術提案については、上記 4(4)業務概要の範囲内に限るものとし、要求水準書の内容を低下させる提案は認めない。また対話の有無によらず、(対話の結果「提案不可」と通知されたものを除いて)提案者の判断で提案し、提案価格にも反映することとする。

(2) 技術対話の申込

ア 申込方法

対話を希望する者は本項(3)に記載する書類を、事務局に電子メールにより提出すること。PDF形式とEXCEL形式の両方を送付すること。また、電子メール送信後、事務局に電話で到達確認をすること。(誤送信等により未着等の確認のため。)

イ 提出期間

令和 6 年 9 月 18 日(水)から令和 6 年 9 月 26 日(木)正午まで

(3) 提出書類は下記による。

- | | |
|-------------------|-----|
| ア 技術対話申込書【様式4-1】 | 1 部 |
| イ 技術提案概要一覧【様式4-2】 | 1 部 |
| ウ 技術提案概要資料【任意書式】 | 1 部 |

(4) 技術対話の実施日等

ア 実施日:令和 6 年 10 月 2 日(水)から令和 6 年 10 月 4 日(金)予定

イ 会場等:会場、実施時間は別途通知する。

ウ その他:この対話は技術対話申込者と事務局により対面形式で行う。参加人数は5名以内とすること。

(5) 対話結果について

令和 6 年 10 月 8 日(火)に電子メールで当該技術対話申込者に対してのみ通知する。ただし、対話結果のうち、事務局が全ての参加者に開示すべきと判断した項目は通知する。

12 技術提案

(1) 技術提案の提出

参加資格者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 技術提案書(様式 4)

- ・ 技術提案書は様式集に定められたスペースに作成すること。
- ・ 様式ごとにインデックスをつけること。
- ・ 業務提案書は、1部ずつファイルに閉じること。(ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。なお、会社名は記載しないこと。)
- ・ 出力は片面とすること。
- ・ 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- ・ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ・ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ・ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

(イ) 技術評価に係る提案書(様式 5-1~5-7)

- ・ 様式 5-7(BEI 値計算書)については、Excel データを提出するとともに、一次エネルギー消費量と PAL*の計算結果の PDF データも提出すること。

(ウ) 提案価格見積書(様式 6-1)

- ・ 統括管理業務・設計業務・施工業務・工事監理業務・維持管理業務にかかる費用を記載すること。

(エ) 提案価格見積書の内訳明細書(自由書式)

- ・ 各業務に係る内訳明細書を提出すること。なお内訳明細書は自由書式とし、極力一式計上を避け、数量、単価を明示すること。
- ・ 見積書を含む提出書類の作成にあたっては現地条件を反映すること。
- ・ 要求水準書(添付資料を含む)の内容を満たし、参加者による技術提案内容(熱源・機器仕様・台数等)を反映した見積金額とすること。
- ・ (ウ)(エ)については取りまとめ、表面に「高槻市立葬祭センター 空調設備等最適化事業提案価格見積書」と記載した封筒に入れて、代表者印で封印すること。

(オ) メンテナンスコスト参考見積書(様式 6-2)

- ・ 施工業務完了後から 20 年間(令和 8 年 4 月~令和 28 年 3 月)の、本事業で更新した空調機器に関する部品交換及び機器更新の費用を算出すること。維持管理費は含まない。なお、20 年間で機器更新は 1 回以上見込むこと。またこれに係る内訳書(自由書式)も添付すること。

イ 提出部数

正本 1 部及び副本 1 部(副本は複写可) 計3部及び電子データ(正本相当を 1 部、副本相当を 2 部)とする。

(ア) 電子データは PDF ファイルもしくは Microsoft Office で閲覧可能な形式とし、CD-R、DVD-R に、提出書類の電子データ(PDF及び元データ)を格納すること。

(イ) CD-R、DVD-R への格納の条件は、次のとおりとする。

- ・ フォーマット:Windows フォーマット
- ・ 使用アプリケーション:様式の指定があるものは、原本ファイル形式のままとし、その他図面等はPDF形式とする。
- ・ ウィルスチェック:CD-R、DVD-R は、ウィルスチェックを行ってから提出すること。

ウ 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る)又は託送(書留郵便と同等のものに限る)による提出。持参の場合は、提出前日までに持参する日時を電話で連絡すること。

エ 提出先

部署名:『P2 4(2) 事務局』

オ 提出期間

『P6 7 公告から契約までのスケジュール』記載の通り。

(2) 技術提案書等の取扱い

ア 提出された技術提案書等は返却しない。

イ 提出された技術提案書等は、本プロポーザル審査のために複製することがある。

ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合には、当該提案者は本市に対して当該損失及び損害を補償又は賠償しなければならない。

エ 技術提案書等の提出は、1 参加者につき 1 案とする。

オ 技術提案書等(電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。)の著作権は、提案者に帰属する。

カ 技術提案書等の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。

キ 記載内容の変更

技術提案書等の提出後の変更は認めない。

技術提案書等において提案した統括管理業務責任者は、原則として本業務が終

了するまでの間に変更を認めない。ただし、配置予定者が、病気ケガ、死亡及び退職等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、本市が示す必要な資格等を有した者への変更を可能とする。

また技術提案書等において、提案した施工業務、工事監理業務および維持管理業務における配置予定者の変更は、相当の理由がある場合に限り、本市が示す必要な資格等を有した者への変更を可能とする。

(3) 契約仕様書の履行

受注者は、本市と協議の上、要求水準書、技術提案書等に基づき、契約に係る契約仕様書を作成すること。

また、契約仕様書に基づき責任を持って全ての業務を履行すること。

(4) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする場合がある。

- ・ 参加資格条件に合致しない状態になった場合
- ・ 虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- ・ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたことが判明した場合
- ・ 提案上限額を超える提案者
- ・ 参加表明書の提出期間以後、優先交渉権者までの手続期間中に指名停止となったとき。ただし同期間中にコンソーシアムの構成員の一部が指名停止となった場合、優先交渉権者決定までに代表企業が新たにコンソーシアムを結成した後、参加資格再審査を行い、参加継続できるものとする。ただし、採点に大きく影響を与える場合は除く。

(6) 辞退の方法

- ・ 参加者は、技術提案書の提出までは、参加を辞退することができる。なお、技術提案書提出後は、特段の理由がなければ辞退することはできない。
- ・ 参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式3)を持参により提出すること。

13 技術提案の審査及び審査項目

(1) 選定委員会

選定委員会は、本市職員が務め、本事業における優先交渉権者及び次点候補者を選定する。

(2) 技術提案書審査

ア 選定委員会は、提出された技術提案書等について審査基準に基づき評価を実施す

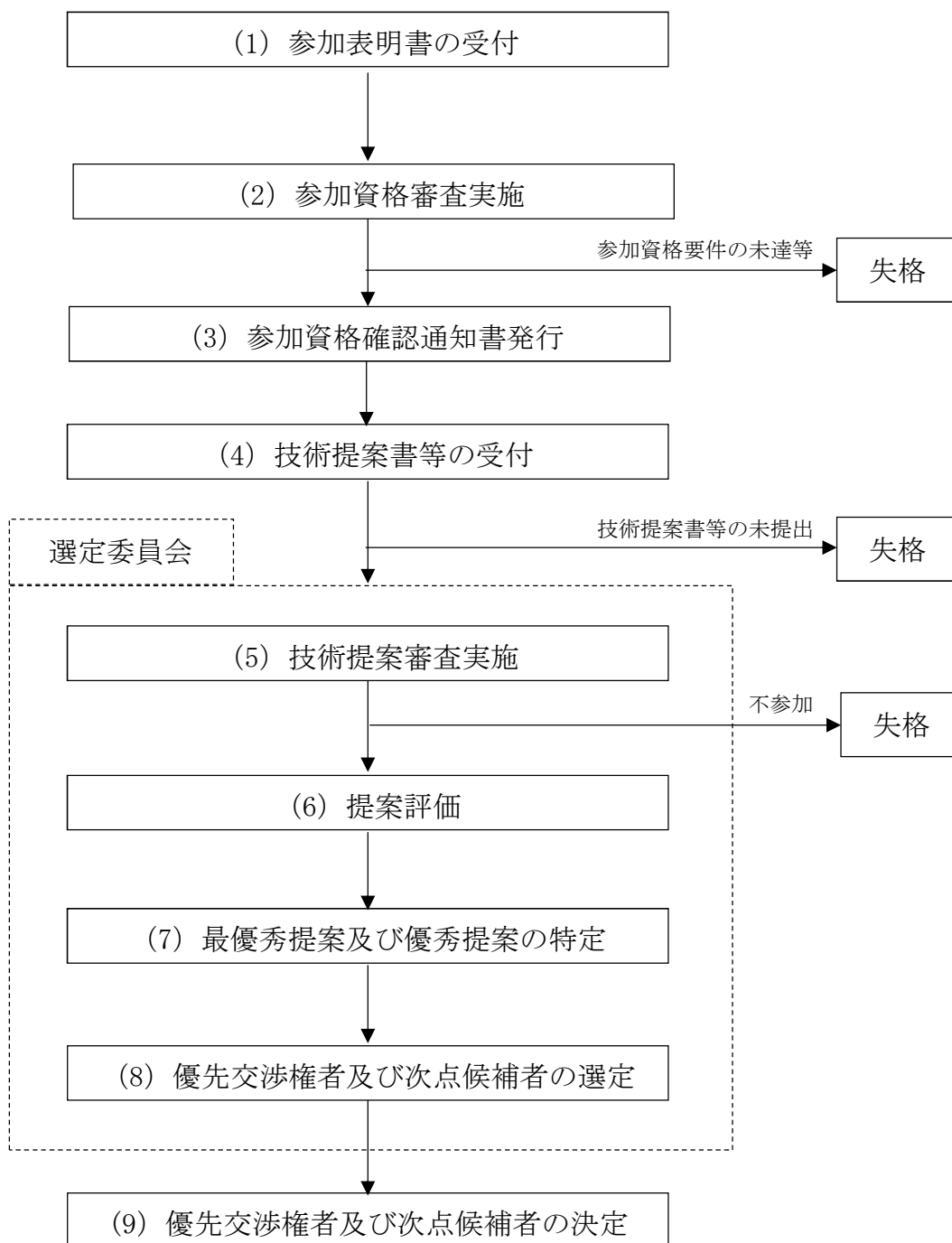
る。

- イ 技術提案書審査、プレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリング審査を行う。
- ウ 加算方式とし、最も高得点の者を最優秀提案として、次に高い提案を優秀提案とする。
- エ 2者以上の者が同点の場合は、技術点により最優秀提案、優秀提案を決定する。
- オ 参加者が1者の場合は、審査基準のうちコストを除く評価点が6割以上を最優秀提案の条件とする。
- カ プレゼンテーションの日程や場所等については、別途プレゼンテーション及びヒアリング審査実施通知書にて通知する。
 - (ア) 日時 令和6年11月下旬(予定)
 - (イ) 集合場所 高槻市役所本館又は総合センター
 - (ウ) 参加可能人数 当該業務に予定する統括管理責任者、設計管理責任者又は現場代理人のいずれかを含む5名までとする。
- キ プレゼンテーションに関する注意事項
 - (ア) 会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。
 - (イ) プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき35分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを15分程度と想定する。
 - (ウ) 会場入場後、選定委員の紹介等を行わないので、速やかに準備を行い、説明を開始すること。
 - (エ) プレゼンテーションの資料は、参加者が提出した技術提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。
 - (オ) 会場にはプロジェクタとHDMIケーブル及びスクリーンを設営するので、パソコン他説明に必要なものは持参すること。
 - (カ) プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、資料への社名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないことがないように十分注意すること。
 - (キ) プレゼンテーション・ヒアリングに遅れた場合、出席しない場合は、特段の理由がない限り、失格とする。

(3) 優先交渉権者等の決定

選定委員会は、技術提案書等の特定結果に基づき、最優秀提案を提出した者を優先交渉権者、優秀提案を提出した者を次点候補者として選定する。

本市は、選定委員会の選定を基に、優先交渉権者及び次点候補者を決定する。優先交渉権者の決定までの流れは、次のとおりとする。



(4) 審査項目

配布資料 審査基準による

(5) 採点基準

- ・ 技術評価項目の採点は以下の 5 段階評価を一定の基準とし、配点の範囲内で採点する。なお、採点は少数点以下も算出し、技術点としての合計は、少数第 2 位を四捨五入し、少数第 1 位までとして算出する。

評価点	採点基準
A	配点 × 1.0
B	配点 × 0.75
C	配点 × 0.5
D	配点 × 0.25
E	配点 × 0

- ・ 価格点は少数第 2 位を四捨五入し、少数第 1 位までとして算出する。

14 審査結果の通知

- ・ 審査結果は本市ホームページにおいて公表する。
- ・ 優先交渉権者及び次点候補者に対しては、優先交渉権者決定通知書、次点候補者決定通知書を通知する。
- ・ 優先交渉権者及び次点候補者以外の参加者に対しては、審査結果の概要を通知する。
- ・ 審査の経過に対する問合せには応じない。

15 契約手続き等

(1) 契約手続き

- ・ 優先交渉権者決定後、優先交渉権者は提案に基づき、本市と本事業に係る設計施工維持管理一括契約の仮契約を締結し、令和 7 年 3 月の議会承認を持って本契約締結とする。
- ・ 優先交渉権者は仮契約締結に先立ち、契約仕様書(※『P12 12(3)契約仕様書の履行』参照)及び事業費見積書を作成する。
- ・ 事業費見積書は、単価、数量及び諸経費等を明記した見積内訳書を作成して本市に提出すること。事業費見積書の額については、提案価格見積書の額を超えることはできない。

(2) 優先交渉権者の取り消し等

- ・ 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合及び優先交渉

権者が契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合並びにその他相当の理由において、優先交渉権者との事業契約が締結できない場合、本市は当該優先交渉権者を取り消し、次点候補者を優先交渉権者として契約交渉を行う。

(3) その他

- ・ 優先交渉権者は正当な理由なく契約の締結を辞退できない。
- ・ 優先交渉権者の決定後、契約締結までの間に、優先交渉権者が本プロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、遅滞なく本市に報告し、契約手続きについて本市の指示に従うこと。
- ・ 優先交渉権者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第1号及び第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- ・ 本事業契約後、受注者は速やかに施工体系図を作成し、同体系図記載の全ての協力企業の商号又は名称その他必要な事項を通知すること。また当該協力企業から徴収した暴力団排除要綱様式第2号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。

16 その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成、本プロポーザルの参加に必要な費用及び優先交渉権者決定後に行う詳細調査及び事業費見積書の作成は参加者の負担とする。

(2) 複数応募について

単独企業及び共同企業体の代表企業並びに構成企業は、他の共同企業体の構成企業になることはできない。ただし協力企業は他の参加者の協力企業になることを妨げない。

(3) 技術提案内容の履行について

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。なお、施工業務の完了時に受注者側の責により技術提案書(ランニングコスト参考見積額含む)に記載した内容から著しく乖離する場合、又は、施工業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して、技術提案書不履行に関する措置として維持管理業務期間中に改善工事を求め、特に悪質と認められる場合は違約金等を請求する場合がある。